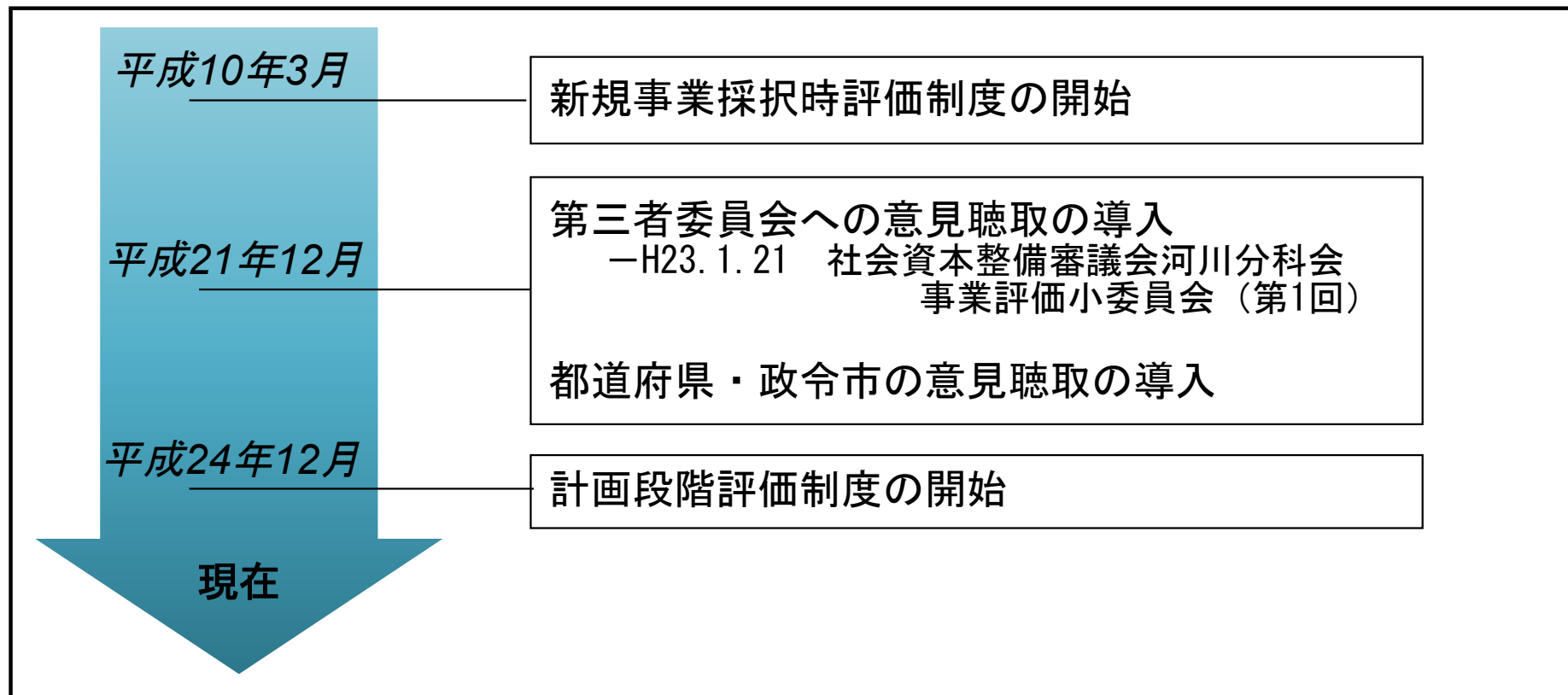


新規事業採択時評価の実施箇所について

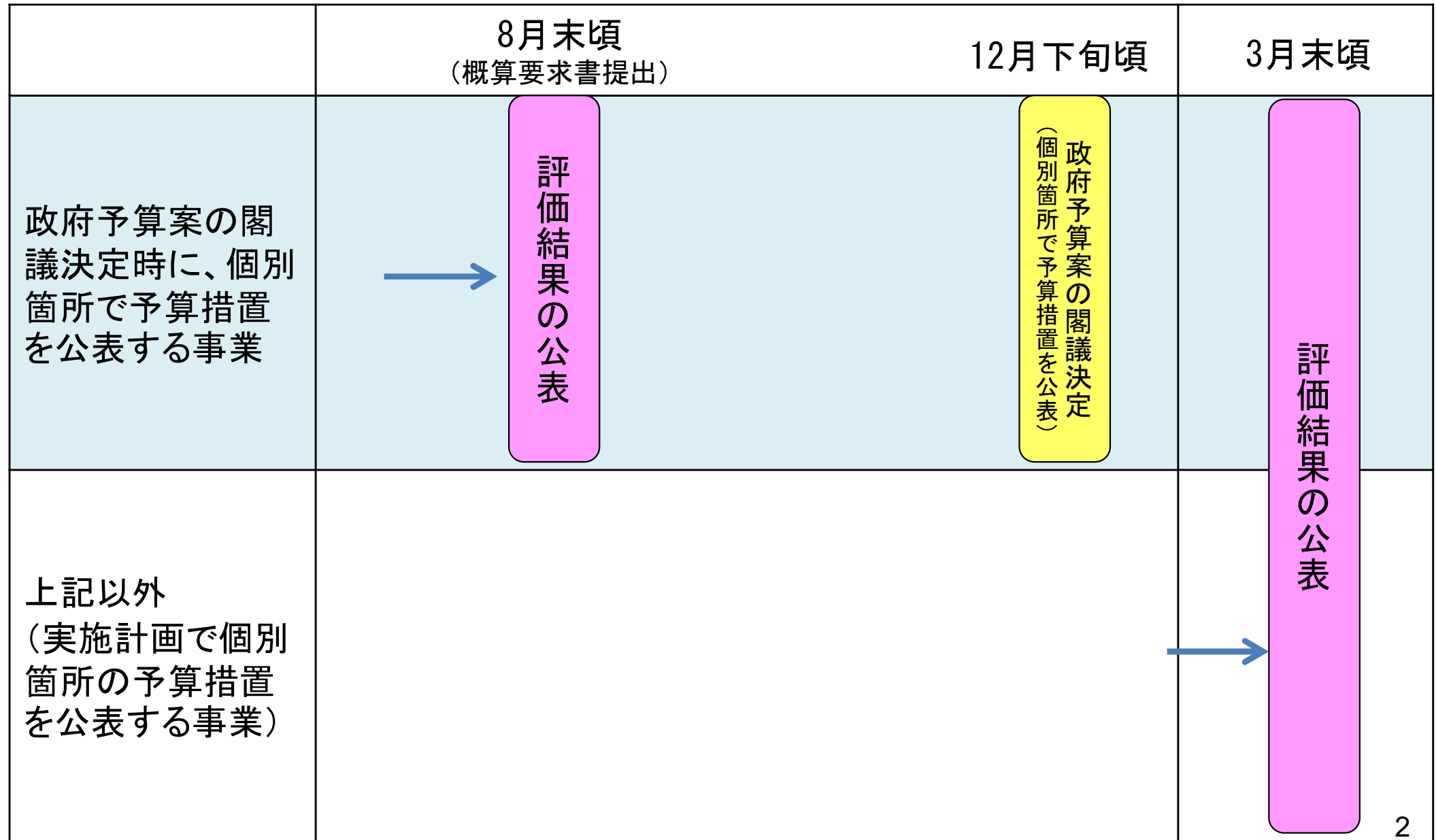
新規事業採択時評価等に関する変遷

- 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年度より新規事業採択時評価を実施。
- 新規事業採択時評価は費用対効果分析を含め総合的に実施。
直轄事業においては、維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業が対象。
- 平成21年度より第三者委員会及び都道府県・政令市への意見聴取の手続きを導入



直轄事業の新規事業採択時評価のスケジュール

- 政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として、概算要求書の財務省提出時（8月末）に新規事業採択時評価の結果を公表。
- 他の事業については、原則として、3月末を目途に新規事業採択時評価の結果を公表。



令和8年度概算要求に係る新規事業採択時評価 実施箇所について

